

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 1 月 28 日（火）、第 1 回の委員会が開かれました。

1 国政調査承認要求に関する件

・以下の事項について、国政調査承認要求をすることに協議決定しました。

- ① 財政に関する事項
- ② 税制に関する事項
- ③ 関税に関する事項
- ④ 外国為替に関する事項
- ⑤ 国有財産に関する事項
- ⑥ たばこ事業及び塩事業に関する事項
- ⑦ 印刷事業に関する事項
- ⑧ 造幣事業に関する事項
- ⑨ 金融に関する事項
- ⑩ 証券取引に関する事項

2 平成 30 年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出第 2 号）

- ・麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・麻生財務大臣兼金融担当大臣、松本経済産業副大臣、井上財務大臣政務官、佐々木国土交通大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成－自民、公明、維新 反対－立国社、共産、青山雅幸君（無））

（参考人）日本銀行総裁 黒田東彦君

（質疑者）辻清人君（自民）、海江田万里君（立国社）、森田俊和君（立国社）、階猛君（立国社）、清水忠史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

辻清人君（自民）

令和元年度補正予算

- ア 令和元年度補正予算の意義
- イ 新型コロナウイルスの感染拡大の事態に対する財務省の取組
- ウ 税収が下振れするおそれがある中での財政健全化への財務省の取組
- エ 防災・減災、国土強靱化に対する財務省の考え方
- オ 自衛隊員の勤務環境改善に向けた経費を補正予算に計上する意義についての防衛省の見解
- カ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした訪日プロモーション
 - a 事業の内容
 - b 2030 年の訪日観光客数目標に向けた今後の展開

海江田万里君（立国社）

- (1) 平成 30 年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
 - ア 国債残高を減らそうとせず、当面の国債発行額の抑制を優先する理由
 - イ 補正予算の一般財源に充てた残りの剰余金についても国債の償還に使わず来年度の総予算の一般財源に使うという、異例の取扱いをする理由
- (2) 防衛省関連の令和元年度補正予算

- ア F 35A戦闘機に係る歳出化経費を補正予算に計上する必要性
- イ 補正予算によってF 35A戦闘機の納期が早まるのかの確認

森田俊和君（立国社）

令和元年度補正予算

- ア 鉄道事業者の車両基地等における浸水対策の在り方
- イ 災害時における異なる河川管理者間の連携の在り方
- ウ 治水対策における河道掘削及び樹木伐採の重要性
- エ 砂利採取に係る規制管理の状況
- オ 補正予算における防災対策についての大臣の所見

階猛君（立国社）

- (1) 令和2年1月28日衆議院予算委員会における前原委員に対する大臣の新規国債発行に関する答弁の一部を撤回し謝る必要性
- (2) 平成30年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
 - ア 剰余金を公債等の償還に充てずその上多額の赤字国債を発行することに対する大臣の所見
 - イ 本法律案を提出する背景としての景気状況に対する大臣の認識
 - ウ 剰余金を令和2年度予算の一般財源に充当することによる見かけ上の新規国債発行削減が国民の国家財政に対する認識を誤らせてしまうおそれ
- (3) 国民への情報公開に対する財務省の姿勢を改めさせることに対する大臣の決意
- (4) 日銀の金融政策
 - ア 異次元の金融緩和が超低金利状態を招き財政規律を緩めているとする考えに対する日銀総裁の見解
 - イ 財政規律の緩みをもたらしていることに対する日銀総裁の責任
 - ウ 財政規律の緩みは異次元の金融緩和の副作用であるとの認識の有無

清水忠史君（共産）

- (1) 基幹税の一つである法人税の税収が消費税の税収と比較して大幅に少ないことについての大臣の認識
- (2) 消費税率の引上げが中小零細業者の倒産、廃業の一因となった可能性についての経済産業省の認識
- (3) キャッシュレス・消費者還元事業
 - ア 本事業の目的は消費税率の引上げの影響を受ける中小企業への支援策であることの確認
 - イ 令和2年1月に公表されたキャッシュレス推進協議会のアンケート調査
 - a 本事業参加店舗の売上に占めるキャッシュレス決済比率の増加率
 - b 本事業参加により売上に効果があったとの回答の比率
 - ウ 本事業によってむしろ本事業参加店舗の経営悪化を助長している可能性
 - エ 一部の中小零細企業に対して痛みを押しつける本事業について令和元年度補正予算に多額の経費を計上する理由

串田誠一君（維新）

相続財産におけるデジタル遺品の取扱い

- ア デジタル遺品の定義

- イ 相続人による被相続人の財産の把握
 - a 把握する手段
 - b 把握するために税理士が金融機関に被相続人の口座の有無等を確認する方法
- ウ 政府が相続税に係る情報を把握する方法
- エ 被相続人の財産について政府が把握している情報を相続人に通知する必要性
- オ インターネット上にある被相続人の財産について相続人がIDやパスワードを把握していないことにより相続財産の処分や相続税の納付が困難になる場合の対処方法